

安佐南区古市学区体育協会規約

- (名 称) 第1条 本会は、安佐南区古市学区体育協会という。
- (組 織) 第2条 本会は、古市学区内に在住するものをもって組織する。
- (事務局) 第3条 本会の事務局を古市小学校に置く。
- (目 的) 第4条 本会は、体育・スポーツを振興し、住民の体力の向上を図るとともに、
斯道を通じて心身の鍛錬、徳義の高揚、融和の精神涵養に努め、
学区内の体育文化の推進に寄与する。
- (事 業) 第5条 本会は、前条の目的達成のため、つぎの事業を行う。
(1)第6条に掲げる各部会の競技の振興
(2)体育会、講習会等の開催、後援ならびに参加。
(3)体育活動振興のための調査研究。
(4)その他目的達成上必要な事項。
- (部 会) 第6条 本会に次の部会を置く。
総務部・男子バレーボール部・女子バレーボール部
ソフトボール部・バトミントン部・少年剣道部・ソフトバレーボール部
ソフトテニス部・グランドゴルフ部・バレーボールスポーツ少年団
- (役 員) 第7条 本会に次の役員を置く。
会 長 1名 副会長 若干名 理事 若干名
部 長 第6条の部会ごとに 1名 副部長 第6条の部会ごとに若干名
監 事 2名 会計 1名
- (役員の選出) 第8条 1 会長、副会長及び監事は、理事会の推薦により総会において選出する。
2 理事は各地区代表理事を含め3名以上5名以内とする。
3 部長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
4 副部長は部長の推薦により会長が委嘱する。
- (役員の職務) 第9条 1 会長は本会の事務を総理し本会を代表する。
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 理事会・会の運営・推進を図る。
4 部長は、各部会を組織し、部活動の振興を図る。
5 会計は、本会の会計事務を行い理事会に会計報告をする。
6 監事は、会務を監査する。

- (役員の任期) 第10条 1 役員の任期は総て2年とする。但し再任は妨げない。
2 補充により就任した役員は、前任者の残任期間とする。
- (会 議) 第11条 1 本会の会議は、総会、理事会、部長会及び部会とする。
2 総会は毎年3月に開催する。但し会長が必要と認めたとき、または役員の3分の1以上の請求があったときは、随時に召集することができる。
3 理事会、部長会は、必要に応じ会長が召集する。理事会は代表理事部長で行う。
4 部会は、必要に応じて部長が召集する。
5 本会の会議は、各役員総数の半分以上の出席がなければ、会議を開き決議することができない。
6 本会の会議の議事は、出席者の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第12条 総会は、事業計画、予算及び決算の承認、規約の改正、役員の改選、その他必要と認めた事項を討議する。
- 顧問及び参与 第13条 1 本会に、顧問及び参与を置くことができる。
2 顧問及び参与は、会長の推薦により理事会の同意を得て委嘱する。
3 顧問及び参与は、本会の会議に出席して意見を述べることができる。但し、議決権を有しない。
- (会 計) 第14条 本会の経費は、寄付金、補助金、負担金その他の収入をもってあてる。
第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- (規約の変更) 第16条 この規約は、総会の議決を得なければ、これを変更することができない。
- (その他の事項) 第17条 本規約に定めない事項に関する細部は、理事会でこれを決める。
- (附 則) この規約は 昭和 48年 4月 1日 施行
昭和 52年 3月 17日 改正
昭和 58年 3月 15日 改正
昭和 60年 3月 26日 改正
昭和 62年 3月 25日 改正
平成 4年 3月 24日 改正
平成 13年 3月 23日 改正
平成 16年 3月 30日 改正
令和 2年 3月 28日 改正